

令和元年第3回上三川町議会定例会会議録

令和元年9月20日（金）

17 目 目

（常任委員会審査結果報告及び決算特別委員会審査結果報告・討論・採決）

（委員会視察研修結果報告、議員派遣）

（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第44号から議案第51号まで、及び陳情第6号の常任委員会審査結果報告に
ついて

- 日程第2 議案第56号から議案第62号までの決算特別委員会審査結果報告について
- 日程第3 委員会案第4号 上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 常任委員会及び広報委員会の視察研修結果報告について
- 日程第5 議員の派遣について
- 日程第6 総務文教常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可します。

ただいまの出席議員数は16人です。

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。日程第1、「議案第44号から議案第51号まで、及び陳情第6号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和元年9月20日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第44号 工事請負契約の締結について（体育センター耐震補強・大規模改修工事）
- (2) 議案第46号 上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第47号 上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

2 審査日

令和元年9月10日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決とする。

陳情第6号は、継続審査とする。

令和元年9月20日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 津野田重一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第45号 上三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第48号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第49号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第50号 上三川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- (5) 議案第51号 上三川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査日

令和元年9月10日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【田村 稔君】 これより委員長の報告を求めます。まず初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会、審査結果報告書。報告いたします。

9月4日の本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第44号、議案第46号及び議案第47号の計3件、並びに陳情第6号の1件であります。9月10日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務課所管の議案第44号では、請負契約額内で工事ができるのかとの質問に対し、完成できるものと考えますが、状況により工事内容に変更があった場合には、請負契約額の変更が生じる、との説明がありました。また、体育センターへの空調設備導入に関する質問に対し、1階キッズスペース、2階多目的室等に入る予定で、アリーナへの空調設備導入については、工事費が概算で1億3,000万円程度かかることから導入しないこととした、との説明がありました。

税務課所管の議案第46号では、改正により個人住民税非課税となる単身児童扶養者数に関する質問に対し、15人程度を想定している、との説明がありました。

議案第47号では、税率改正後の税収見込みに関する質問に対し、令和2年度は約1,000万円の

減、令和3年度は約2,000万円の減となる見込みである、との説明がありました。

また、令和3年度までの税率を改正した理由に関する質問に対し、一般会計分の公債費が令和3年度以降ゼロとなること、また、公共下水道事業特別会計の公債費も減少が見込まれることから、余剰金が生じないように、都市計画事業等に要する費用の予測に合わせ、税率を段階的に引き下げる結論に至ったためである、との説明がありました。

審査の結果、議案第44号及び議案第46号は賛成多数により、議案第47号は全員賛成により原案どおり可決いたしました。

陳情第6号は、「国連が勧告に至った社会的背景や国際情報等を踏まえた上で、慎重に審議を重ねる必要がある」等の意見があり、現時点では判断ができないことから、継続審査と決定しました。

以上、報告いたします。

令和元年9月20日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

9月4日の本会議において、当委員会に付託された案件は、議案第45号及び議案第48号から議案第51号までの計5件であります。9月10日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

住民課所管の議案第45号では、印鑑登録証明書への旧氏の記載方法に関する質問に対し、住民票と同様に氏名欄の右側に旧氏が併記される、との説明がありました。また、印鑑登録が可能な旧氏の範囲に関する質問に対し、登録申請者の戸籍に記載されたことがある氏から選択することができる、との説明がありました。

子ども家庭課所管の議案第48号及び議案第49号では、保育所に通う保育料無償化対象児童の副食費の徴収に関する質問に対し、改正前は町が保育料に含み徴収を行っていたが、今後は施設が保護者から徴収する、との説明がありました。また、2歳児以下の保育料に関する質問に対し、2歳児以下は無償化の対象にならないが、住民税非課税世帯については無償化の対象になる、との説明がありました。

農政課所管の議案第50号では、森林環境譲与税の交付及び用途に関する質問に対し、今年度から毎年度交付され、森林の整備や管理のほか啓発活動等に使用する、との説明がありました。また、森林整備事業の開始時期に関する質問に対し、対象森林の所有者に対する意向調査や協議を進め、令和3年度より管理等を行う予定である、との説明がありました。

上下水道課所管の議案第51号では、指定給水装置工事事業者数と登録更新時期に関する質問に対し、登録事業者数は約200者であり、5年間で段階的に更新を進めていく、との説明がありました。

審査の結果、議案第45号及び議案第48号から議案第51号までは、全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和元年9月20日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第44号「工事請負契約の締結について(体育センター耐震補強・大規模改修工事)」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「上三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第49号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「上三川町森林環境譲与税基金条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「上三川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第2、「議案第56号から議案第62号までの決算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

決算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和元年9月20日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町議会決算特別委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第56号 平成30年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第57号 平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第58号 平成30年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- (4) 議案第59号 平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第60号 平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第61号 平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 議案第62号 平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

2 審査日

令和元年9月12日、9月17日

3 結果

議案第56号から議案第61号までは、認定する。

議案第62号は、可決及び認定する。

○議長【田村 稔君】 これより決算特別委員長の報告を求めます。7番、決算特別委員長、高橋正昭君。

(7番・決算特別委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・決算特別委員長【高橋正昭君】 平成30年度決算に係る決算特別委員会の審査結果について報告いたします。

去る9月4日の本会議におきまして決算特別委員会が設置され、9月12日、17日の2日間、生出慶一委員、神藤昭彦委員、稲川 洋委員、海老原友子委員、石崎幸寛委員、委員長に私、高橋と、副委員長に津野田重一委員、計7人が出席し審査を行いました。

なお、委員会の結果報告につきましては、お手元の審査結果報告書における各会計の主な質疑の朗読をもって代えさせていただきます。

報告書の2ページをお開きください。

一般会計の歳入決算額は106億4,422万5,240円、歳出決算額は101億8,444万3,854円、形式収支額は4億5,978万1,386円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億6,697万1,386円となっております。

各特別会計における歳入歳出差引額は、国民健康保険事業特別会計で1億6,411万3,119円、介護保険事業特別会計で9,932万9,385円、後期高齢者医療特別会計で485万1,997円、公共下水道事業特別会計でマイナス1,676万9,915円、農業集落排水事業特別会計で466万3,397円。公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、平成31年3月31日をもって会計を閉める打切決算を行ったことから、公共下水道事業特別会計は一時的な赤字決算となりましたが、それ以外は各会計とも黒字決算を計上しております。

水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が8,395万3,956円となっております。

次に、決算審査過程における各会計の主な質疑について報告します。

一般会計の歳入では、固定資産税の滞納に係る不動産差し押さえに関する質問に対し、高額滞納者で差し押さえした人もいるが、納税相談により計画的に納税している人もいる。滞納者に差し押さえ等の可能性を伝えた上で、納税の意識を高め、不動産差し押さえ等も視野に入れ、預金、給与それらを勘案

しながら徴収努力をしていく、との説明がありました。

一般会計の歳出のうち、総務費では、防犯灯の電気料に関する質問に対し、蛍光灯では年間約810万円、LEDでは年間約520万円であり、約300万円の減額となった、との説明がありました。

次に、民生費では、障がい者自立支援給付費に関する質問に対し、3事業を実施。障がい者福祉サービス費が4,408人で4億1,261万7,652円、障がい児通所給付費が1,375人で7,055万3,970円、補装具給付が68件で694万271円となる。ひとり親家庭医療費助成の対象に関する質問に対し、子が18歳を迎えた最初の3月31日まで、ひとりで養育している保護者に対して支給しており、父子家庭も含まれる。子だけでなく、親についても保険診療分等が助成される、との説明がありました。

次に、衛生費では、各種健康教育の実施数等に関する質問に対し、「うき浮き水中運動教室」「にこにこ水中運動教室」「かんたんフィットネス教室」「自主運動グループサポート事業」「ヘルスアップウォーク」の5事業を実施。実施数としては適切と考えるが、適宜修正を加えて内容の充実を図る、との説明がありました。

次に、農林水産業費では、産地パワーアップ事業に関する質問に対し、平成30年度はトマトの施設整備に対し補助を行った。販路拡大事業に関する質問に対し、東武ホテルグランデにおいて、町産食材を使用した朝食メニューの提供を1カ月間実施した、との説明がありました。

次に、商工費では、産業団地の完成予定に関する質問に対し、今年度から2年間の計画で工事に入り、令和3（2021）年度に完成予定である、との説明がありました。

次に、土木費では、橋梁維持費の委託調査に関する質問に対し、主に田川と江川に係る橋を調査した。高低差のあるものは橋の上から作業車のアームを伸ばして点検、高低差のないものは脚立などを利用して目視・打音調査を行っている、との説明がありました。

次に、消防費では、消火栓維持管理費に関する質問に対し、消火栓911基の修繕や清掃点検のための費用である。水道水使用料は、水道事業管理者との取り決めにより給水収益の1%相当額を支払っている、との説明がありました。

次に、教育費では、委託料の人材派遣の内訳に関する質問に対し、外国語指導助手（ALT）の派遣事業、学校図書館司書の派遣事業、図書館なかよし号の委託事業である。各種団体等への補助金の支払いに関する質問に対し、定額の補助金を概算で支払い、事業が完了し、額が確定した後、残金を払い戻している。自治会公民館建設補助の補助率と上限に関する質問に対し、新築に対しては経費の10分の3以内で上限が220万円、増築・改築に対しては経費の10分の3以内で限度額が130万円、経費が20万円を超えるものである、との説明がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、保険者努力支援制度への取り組みに関する質問に対し、特定健診、特定保健指導、がん検診の受診率向上、糖尿病重症化予防の取り組み、健康マイレージ、保険税の収納率向上等について、国・県が示した基準を満たすと加点され、交付金として交付される。本町の国の保険者努力支援制度では、特定健診、特定保健指導等に関する項目で特に高い点数を獲得し、県内で3番目の高得点となっている、との説明がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数及び財政状況の推移に関する質問に対し、被保険者

は増加しており、年齢が高くなるにつれ1人当たりの医療費が高額になるため、医療費はさらに増加していくと思われる。医療費を抑えるため、関係各課と協力し、健診の受診率向上や介護予防事業に取り組んでいく、との説明がありました。

次に、公共下水道事業特別会計では、公共下水道の普及率に関する質問に対し、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた生活排水処理普及率は、平成30年度末で98.7%、公共下水道のみでは79.2%である、との説明がありました。

次に、財産に関する調書では、ケーブルテレビ株式会社への出資に関連した質問で、町としての関わり方についての質問に対し、様々な情報を発信するツールの1つとして考えている、との説明がありました。

次に、水道事業会計では、漏水に関する質問に対し、漏水が発生した場合は修繕等で対応しているが、発生件数は増加傾向にある、との説明がありました。

審査の結果、議案第56号から議案第61号までは全員賛成で決算を認定することに、議案第62号は全員賛成で剰余金の処分を可決及び決算を認定することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

令和元年9月20日、決算特別委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は、30年度一般会計及び特別会計の決算に対し、反対討論をいたします。

説明書や都市計画検討委員会重要施策の説明では、実質3億6,000万円以上の黒字であるとの説明ならば、都市計画税の見直しも考えられるのではないのでしょうか。昭和62年より都市計画税は始まり、現在約2億1,000万円の税収があります。これを令和元年までの33年間納税した金額は総額で61億5,000万です。令和2年より18億返済に充てれば約8年で返済が終わるという計算もあります。返済終了まで都市計画税で賄い、来年度をめぐりに税率を見直すなどせずに全額返済し、18億の返済を9年かけて支払えば終わります。都市計画区域1人36万7,200円の、調整区域の人よりも多い税金を払って終わります。雀の涙ほどの金額を下げてください、良いと思っております。以後は、今まで負担してきた町民のために今すぐにでも廃止すべきだと思います。

都市計画税は33年間徴収し、市街化区域平均は、4,000人で1人当たり、何と、153万7,500円も多く納税しております。これを見て公平だと言えるのでしょうか。調整区域に住んでいる町長は一体何を見て公平だと言うのか、私は全く理解できません。特定の土地の所有者の近郊ばかりが道路が整備され、力のない所有者は、土地は道路もなく、上下水道もなく、家屋の新築すらもできません。市街化区域と言いながら、全く市街化の形成をされていないと私は思っております。今まで何のために30年も高額な都市計画税を納税してきたのでしょうか。都市計画税納税者のこの不平不満は

頂点に達しているのではないのでしょうか。

全国では、この都市計画税を比べて不平や不満が、また行政の施策に疑問を生じ、都市計画税を廃止している自治体が数多く出ています。言い訳にしか聞こえない自分たちの説明逃れのために小手先だけでほんの微々たる税の引き下げではなく、今すぐにでも都市計画税は廃止すべきであります。

以上をもって、決算と主要施策はでたらめと言わざるを得ません。よって、決算も主要施策も認めるわけにはいきません。国民は皆平等であると憲法にうたわれていますが、我が上三川町は不平等としか言えないので反対いたしたいと思えます。

それで、一般会計、議案第56号に反対いたします。

○議長【田村 稔君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 ご指名を頂戴いたしましたので、私からは、決算認定賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま提出されております議案第56号「平成30年度上三川町一般会計歳入歳出決算」から議案第62号「平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算」までの認定等について、私は賛成の立場から討論を行います。

平成30年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や民間設備投資が増加傾向で推移するなど、穏やかな回復が続きました。

そのような中、平成30年度の本町の財政運営は、普通交付税の不交付団体とはなったものの、前年度から町税が大幅に減少したことにより、基金から繰り入れながら各種施策の充実を図ったところであり、厳しい財政運営を強いられたものと推察します。

決算の内容を精査いたしますと、一般会計では、健全財政の維持に向け、歳入歳出の精査等の努力が読み取れます。

町税収入は前年度と比べ約22億の減収となり、また、町債においては、発行額を抑え、残高を減少させており、相当の努力をされたものと思われまます。

また、事業では、子育て世帯の支援のため、ベビーギフト事業、子育て世代包括支援センター事業、本町農産物等の知名度向上のための農産物販路拡大事業、農産物直売所整備事業、災害対策のための河川事業、ハザードマップ作成事業など、事業をバランスよく着実に実施しております。

さらに、特別会計では、公共下水道事業特別会計において、地方公営企業法を適用することに伴う打切決算により一時的な赤字とはなったものの、それ以外は黒字決算を計上、水道事業会計においては利益を計上した中で、町債、企業債残高も減少させており、厳しい財政の中、確実な運営がなされている決算内容だと思われまます。

今後においても、第7次総合計画「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向けて、各種施策を確実に実施するとともに、中長期的な展望に立った弾力性のある財政運営を基本とし、なお一層の努力をされ、町民の負託に応えられますよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

令和元年9月20日、海老原友子。

○議長【田村 稔君】 次に、原案に反対者の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は反対討論をいたします。

平成30年度上三川町国保税決算では、1人当たり11万4,440円、これは県内で第3位の高さです。高過ぎて払えない、所得100万で20万もの保険料なんて。国保制度をめぐっては、深刻な矛盾や切実な声が多数寄せられています。国保加入者の8割近くは、低所得者と高齢者が多い無職者と非正規雇用の被用者らです。4世帯に1世帯は所得なしで、約8割は年間200万以下です。

国保は今、皆保険体制を支えるセーフティーネットの役割にはなりません。国費を投入しなければ成り立たない制度です。今日の国保の危機を招いたのは、原因は、国庫負担を抑制し続けてきた国の責任の後退と言わざるをえません。国に対して国庫負担を元に戻すよう要求すること、そして町は、住民の福祉の増進という立場で負担軽減を続ける取り組みが必要です。一般会計からの繰り入れをして大幅に下げるべきです。

厚生労働省の国民健康栄養調査でも、野菜の摂取量が少なく、そして朝食をとらないなど、健康上のリスクを抱える人の割合が低所得者ほど高いと指摘されております。町の健康づくりにも今後影響が及んでくるものです。

2点目が後期高齢者医療制度についてです。後期高齢者医療制度は、公的医療費への国の財政支出を削るため、医療構造改革の一環として2008年度に導入されました。75歳になると、それまで入っていた国民健康保険や協会けんぽなどから脱退させられ、後期医療に加入することになります。

制度発足前、厚生労働省の幹部は、こういうことを言っておりました。「医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただく」と発言をいたしました。それは全てこの現実のものとなっているのではないのでしょうか。この制度は75歳以上の人が増えると保険料がアップする仕掛けのため、保険料は引き上げられる傾向が続き、年金から天引きされる保険料の増加で暮らしは圧迫されるばかりです。

こんな実態にもかかわらず、政府は今年10月、低所得者への保険料軽減措置を容赦なく廃止する計画です。さらに、75歳以上の窓口2割負担にもされれば、経済的理由により、ますます必要な医療を受けられなくなってしまいます。後期医療制度は廃止をし、元の老人保健制度に戻し、際限のない保険料アップの仕組みはなくすべきです。

以上の理由によりまして、議案第56号、第57号、第58号、第59号の平成30年度上三川町決算認定については反対をいたします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第56号「平成30年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号「平成30年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、委員会案第4号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、議会運営委員会委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 ただいま上程になりました議会運営委員会提出の委員会案第4号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

お手元の委員会提出議案の議案書2ページをお開き願います。

本案は、上三川町議会の議員の定数を定める条例の一部が改正され、次の一般選挙から議員の定数が現行の16名から14名になることから、各常任委員会の委員定数について見直しを行うもので、上三川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員会案第4号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

委員会案第4号「上三川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、委員会案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第4、「常任委員会及び広報委員会の視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会では、7月29日、30日の2日間で、静岡県三島市において「防災対策について」「三島市被災者支援統合システムについて」、沼津市においては「言語教育による表現力・読解力育成事業について」の視察研修をまいりました。

1日目の三島市は、人口約11万人で、富士、箱根、伊豆の玄関口に位置し、江戸時代には東海道五十三次の5大宿場の1つとして大変にぎわった歴史の古い町であります。

三島市は南海トラフ地震による被害が想定されていることから、危機管理体制の強化、職員、市民の防災力向上のために様々な訓練を行っています。

訓練の内容としては、警察などの関係機関と共同で行う水防訓練、各避難所に配置される職員を対象とした現地配備員研修会、自主防災組織や市民と協同で行う風水害時の避難行動訓練、避難所開設訓練等があります。避難所開設訓練では、マニュアルに基づき避難所を実際に設営する実践的な訓練を行っています。避難所運営の実施主体となる自主防災組織等のリーダーには必ず女性の方を加えているとのことでした。女性が加わることで、女性でなくては気づかないところに配慮ができるそうです。

三島市では、被災者情報を一元管理できる「被災者支援統合システム」を県内の民間事業者との協働で開発しています。これは、過去の大規模災害において被災者情報を支援制度ごとに管理していることで生じた「被災者ごとに受けられる支援が不明確であるため、総合相談窓口で円滑な案内ができない」「罹災証明書を支援制度の申請の度に提出しなくてはならず、被災者の負担が大きい」「援護の漏れ、二重支給の発生」などの課題を解消するためのシステムです。被災者の居住地や被災状況のほか、生活支援、義援金、税や保険料減免制度の受給状況など30項目にわたる情報の一元化により、全庁的な情報共有や事務の効率化が図られ、また、個別被災者支援制度案内一覧表による総合的な窓口案内、支援制度申請時の罹災証明書の省略、被災の程度ごとの支援制度未申請者の抽出が可能になり、必要な市民にスムーズな支援提供ができる体制を整えることができたとのことでした。

三島市の市民と行政が南海トラフの襲来に真剣に立ち向かい、努力している姿を研修し、深く感銘を受けました。

2日目の沼津市は、人口約19万人、静岡県東部の伊豆半島のつけ根に位置し、富士箱根伊豆国立公園の西玄関となっています。

沼津市では、情報を正確に受け取り自分の言葉で表現する力を育成する「読解の時間」と、英語を使いコミュニケーションを図る能力を育成する「英語の時間」からなる「言語科」を平成18年に設置し、独自に作成した教材を使用した授業を小中一貫で行っています。

読解の時間では、「沼津の特産品をアピールしよう」などの身近な課題について、教材に記載された課題に関するデータを参考に、グループで解決策を考える授業を行っています。情報を正しく読み解き、論理的に考え、仲間との話し合いの中で結論を導き出すことが出来たことに楽しさを感じられる子供たちが増え、話し合いをすることへの意欲が向上しているとのことでした。今後は子供たち主体の話し合いの活動をさらに充実させることが目標であると語っていたのが印象的でした。

英語の時間では、小学校1～4年生は年20時間、小学校高学年は年50時間、中学校は英語の授業のうち20時間を言語英語の授業に充て、17人のALTが小中学校41校を兼務し、小学校低学年では身近なものを英語で話してみる授業、中学校では相手に応じたリアクションの表現を身につける授業など、各学年に応じた授業を行っています。夏休みには小学校5、6年生を対象に、1泊2日の活動中、全て英語で過ごすイングリッシュキャンプを実施しています。定員50人に対し、毎年約2倍の応募がある人気行事となっているそうであります。他の文化に対する興味、英語を使おうとする態度が大きく向上し、国の政策、「グローバル化に対応した英語教育改革」を全面実施することができたとのことでした。言語科の授業によって、子供たちが自分の考えを持ち、伝えるとともに、他者への理解と意見の

違いを深く考え、自分に最適な「答え」を導き出す力が育まれていると感じました。

両市とも、本町とは規模と課題こそ違いますが、行政と市民が一体となって取り組まれている姿が拝察され、大変有意義な研修となりました。

以上で視察研修報告といたします。

令和元年9月20日、総務文教常任委員長、高橋正昭。

○議長【田村 稔君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番・産業厚生常任委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会視察研修結果報告。

産業厚生常任委員会は、7月23日及び24日の2日間、岩手県宮古市及び遠野市において視察研修をしてまいりました。

1日目に視察しました宮古市は、岩手県沿岸部のほぼ中央、本州では最東端に位置し、面積は1,260平方キロメートル、人口は5万6,000人となります。海岸部は名勝、浄土ヶ浜を有する「三陸復興国立公園」、山間部には高山植物の宝庫として名高い北上山地の最高峰、早池峰山を中心とした「早池峰国立公園」と、豊かな自然に恵まれた市であります。また、平成25年には「三陸ジオパーク」として日本ジオパークに認定されております。

宮古市では、東日本大震災により宮古駅隣接に移転した新庁舎において、宮古市の国民健康保険税、「子どもの均等割減免」について研修してまいりました。

宮古市の国民健康保険の現状は、人口に対する国民健康保険被保険者加入率は24.6%、令和元年度予算70億900万円、平均的な世帯での子ども1人当たりの減免額は、2万5,400円となります。「子どもの均等割減免」の実施の背景、目的といたしましては、国民健康保険は被保険者の人数により課税される均等割があり、子どもが増えると税負担が増える状況であるため、子育て支援の一環として、子どもの均等割減免を実施することにより経済的な支援を行うものです。

子ども均等割の減免の内容

- (1) 実施の時期 令和元年度分の国民健康保険税から適用
- (2) 対象者 18歳以下の子ども
- (3) 減免の額 対象者の均等割額を全額免除する
- (4) 対象者数 836人
- (5) 減収見込み額 1,476万円
- (6) 財政措置 所要額の全額を一般会計から繰り入れる

との説明がありました。まだ始まったばかりで、市民の反応は少ないようですが、全国の市町村においては子育て支援の充実が重要な施策であり、様々な少子化対策、子育て支援、出産、育児の環境整備を進めております。本町においても、本町にあった子育て支援の取り組みが必要であると実感いたしました。

2日目に視察した遠野市は、北上高地のほぼ中央に位置し、面積は826平方キロメートル、人口は2万6,900人となります。古くから内陸部と沿岸部を結ぶ交通の要所として栄え、柳田國男の

『遠野物語』により、民話のふるさと遠野として有名です。

遠野市では、道の駅「遠野風の丘」において研修をしてみいました。

「遠野風の丘」の概要といたしましては、設置の目的として、遠野市は柳田國男の『遠野物語』や「民話のふるさと」として知られており、観光やレジャーなどで訪れる方は年々増加していたこと、全国的に農村の中でゆっくり過ごす「グリーンツーリズム」の考え方が浸透し始めていたこと、個人での旅行が増える中、ドライブ途中で休憩し、地域観光やイベント情報を初め、地場産品などを提供する施設の整備が求められていたことなどから、平成4年度にバイパス直売所を設置し、平成6・7年度で基本構想を策定し、平成10年度にオープンし、次年度、道の駅の認定を受けております。

また、平成27年には、次の3つの拠点として、「全国モデル道の駅」として選定されています。

(1) 防災の拠点として 東日本大震災では、復旧、救援に向かう自衛隊・消防隊やボランティアの方々の後方支援として機能

(2) 産業振興の拠点として 沿岸被災地の海産物を販売する鮮魚店を開設し被災地の復興を支援。
また、「遠野風の丘」が中心となり、岩手県内の「道の駅」共通の新商品の開発

(3) 観光や地方移住等総合案内の拠点として 観光案内所では沿岸地域の観光復興に向け情報の発信。また、ふるさと納税制度の紹介、納税者には「道の駅」の特産品を提供

2日間訪れた両市とも、子育て支援や「道の駅」の整備など、様々な取り組みにより市の活性化を図っていることに感銘を受け、大変有意義な研修となりました。

以上、視察研修結果報告といたします。

令和元年9月20日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 次に、広報委員長の報告を求めます。4番、広報委員長、神藤昭彦君。

(4番・広報委員長 神藤昭彦君 登壇)

○4番・広報委員長【神藤昭彦君】 広報委員会研修結果報告。

広報委員会は、令和元年7月9日、東京都千代田区にあるTKP麴町駅前会議室ホール8Aにおいて、全国町村議会議長会主催の令和元年度町村議会広報クリニックに参加してまいりました。

今回の研修には関東・北信越地区から50町村議会が参加し、各町村議会は3つの分科会に分かれ、本町は第3分科会の研修に参加してまいりました。第3分科会では、「『伝わる議会報の企画と編集』デザインの原則を意識した議会報づくり」と題し、自治体広報広聴研究所代表であり広報アドバイザーである金井茂樹氏による「自治体広報理論」「編集方針」「デザインの原理原則」「企画」「編集」の項目から、自治体広報のあるべき姿についての講義がありました。

また、群馬県吉岡町、群馬県みなかみ町、新潟県弥彦村、福井県池田町の4町村の議会広報紙を題材に、デザインの4つの基本原則「整列」「反復」「近接」「コントラスト」から、1「揃える」上下のズレはないか2「繰り返す・一貫性」見出しのフォント・色、枠の太さに一貫性はあるか3「まとめる」枠、マージン、行間は適切か4「強調する」重要なことが適切に強調されているか、4つのチェックポイントについて広報クリニックが行われ、各町村広報紙に対する確かな指導・指摘がありました。

各町村に対する指導・指摘事項としては、「結論が伝わる具体的見出し、短くインパクトがある表現の工夫が必要」「ホワイトスペースを活用し、ページ上のマージンを揃え、窮屈感を払拭するための工

夫が必要」「関連する企画をグループ化してまとめ、内容を一体化することで情報を整理して掲載することが必要」「色の濃淡やフォントの大きさ、太さなどの強調により、重要な点を適切に強調したほうが良い」等がありました。

研修全体を通じて、広報誌づくりの理念をしっかり持ち、編集方針に沿ってぶれない広報誌づくりを行う必要があることを学びました。また、編集、デザインについては、4つのチェックポイントを意識しながら、町民の方に何を伝えたいのか、短いインパクトがある表現にし、正確な情報発信により読者の心に届くように編集することで、さらに身近に感じる広報誌になると感じました。

今回の研修で学習したことを本町「議会だより」にも活かし、今後も他町村の広報紙をベンチマークし、わかりやすい広報誌づくりに邁進していきたいと思えます。

以上で、研修報告とします。

令和元年9月20日、広報委員長、神藤昭彦。

○議長【田村 稔君】 常任委員会及び広報委員会視察研修結果報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第5、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元の配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第6、「総務文教常任委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第7、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続

調査とすることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和元年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日から20日までの17日間にわたり開会され、この間、報告事項、人事案件や工事請負契約、条例の制定・改廃、補正予算、平成30年度決算など23案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存であります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、9月4日から本日まで17日間にわたり開催されました。議員各位におかれましては、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心にご審議いただき、また、議会運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告を初め、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますようご希望申し上げます。挨拶といたします。

以上をもちまして、令和元年第3回上三川町議会定例会を閉会いたします。まことに疲れさまでした。

午前11時21分 閉会

この会議録は議会事務局長小島賢一の記載したものであるが、その内容正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

上三川町議会議長

上三川町議会議員

上三川町議会議員